令和８年（フ）第１２３９号
埼玉県久喜市栗橋東６丁目７番13号
債務者　青木　愛子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３３３号
埼玉県三郷市早稲田６丁目16番地10　Ｍｉｓａｔｏ　Ｗ　ＳＩＸ　105、旧住所埼玉県三郷市谷口620番地１　ソルパークス105
債務者　福田ひなの
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
埼玉県三郷市高州１丁目192番地５
債務者　髙橋　朋子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目13番地５　サンハイツ塩谷105号
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２３３号
埼玉県本庄市緑１丁目２番15号　エルディム福島Ｃ101、旧住所埼玉県熊谷市上之1489番地11
債務者　中村　歩夢
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１３４号
千葉県東金市東岩崎20番地６　高橋アパート３号棟
債務者　田山　裕美
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６１号
東京都調布市多摩川５丁目19番地１ハイツローズマリー204
債務者　新井　恵子こと　金　　恵子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６４号
東京都八王子市大和田町４丁目18番11号市営住宅大和田台団地３号棟809号
債務者　池上　陽子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０３５号
横浜市港北区仲手原２丁目11番15号　武相台ハイツ505号室
債務者　内岩　圭輔
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１３号
横浜市磯子区原町５番16号　第３中川マンションＢ棟205号
債務者　阿部　正憲
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５５号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目31番12号　第１みどりハイツ101号
債務者　大塚　博之
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４５号
横浜市青葉区黒須田５番地19
債務者　西前　　亨
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３８１号
神奈川県大和市南林間４丁目１番13号　ドミールⅡ－205
債務者　竹田　光江
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９１号
横浜市旭区今宿西町1938番地１　セラヴィレヴェ横浜Ⅲ番館
債務者　藤井　勇悟
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４０８号
横浜市鶴見区栄町通１丁目８番地12　ミザールフタバ205号室
債務者　栃木美帆子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４９号
横浜市鶴見区東寺尾中台16番５号　シャンス東寺尾中台10　101
債務者　吉野　聖哉
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部